

全母子協ニュース

財団法人 全国母子寡婦福祉団体協議会 National Federation of Single Parents and Children's Welfare Associations in Japan

財団法人 全国母子寡婦福祉団体協議会

会長のご挨拶

会長 吉村 マサ子

(一般財団法人 佐賀県母子寡婦福祉連合会 理事長)



激動の中で

今年7月、ロンドンでオリンピックが開催されます。このような、明るい話題がもう少し増えて欲しいと思うほど、その傍らで世界経済・体制・治安など、いろいろな軋みが聞こえて来ます。昨年から今年にかけては、台風等による豪雨や竜巻など、気候の変化とも取れる災害が発生しました。被災地の方々に、心よりお見舞い申し上げたいと思います。災害というのは、それが大自然のもたらすものであれば、予め完全に防ぐことは難しいですが、むしろ人間として大事なものは、それによる被害を少しでも軽減するための工夫や知恵であり、またそれが起きた後にどう対処するのかということにもなるでしょう。家族や地域など身近なところから防災についてよく話し合い、備えていきたいものです。ひとりの力では出来そうにないことも、ところを合わせ、力を合わせることで、思いもよらないほどの大きなことが出来る、そんな人々の可能性を信じたと思います。これは、人の集まる組織でも言えることでしょう。

私ども全母子協では、数年に亘り、『母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法』に関する請願活動を、全国が一丸となって力強く進めてまいりました。そうした中で、法案の成立が確かな手応えを感じるものとなってまいりました。私も幾度となく佐賀と東京とを往復し、全国でも会の仲間達が、それぞれに地元での請願活動を展開してきました。歴史はこのようにその時々のおかげで人々によってかつがれになわれて、少しずつ動いていくものなのですね。世界の激動の中で母子家庭の母と子とが、日の当たる場所からは見えないところでも、今まさに苦しみあがいて暮らしている、そこへ少しでも救いの手が届くことを願って、特別措置法の成立を見守っています。

公益法人制度改革や経済の悪化による福祉の削減など、わが国の社会の動きも心配ですが、戦後の何もない…むしろマイナスからの出発で誕生した全国の母子寡婦福祉会であればこそ、困難にも屈せず、逆風の中でも立ち上がってほしいと思っています。困難に出会ったら初心にかえり、振り返りましょう。一番大切なのは、同じ志を持った会の仲間の魂の絆だと思っています。会の皆さんと、またしっかりと手を携えて、前進してまいりましょう。皆様のご健勝をお祈りいたします。



財団法人 全国母子寡婦福祉団体協議会 副会長のご挨拶



「支え愛」の
体制づくりを

上田 厚子
(札幌市)

副会長という大任をお引き受けして早や一年余りが経ちましたが、微力ながらも何とか努めさせていただくことができましたのは、数多くの方々温かいご支援、ご協力の賜と感謝をいたしております。

社会保障と税の一体改革や、百年に一度の公益法人制度改革など様々な制度改革が進む激動の時代にあって、これまで先輩の方々が営々と築き上げられた歴史、理念をある意味、頑固に継承するとともに、新しい方向を見据えた団体のあり方を、中・長期的な見地から展望し、組織の活性化を図っていくことが必要ではないでしょうか。

またこの度、母子部を担当させていただき、全国母子部長研修会を開催いたしました。会員数の減少、就労問題、子どもの教育など、当事者が声を上げることの大切さを感じると同時に、同じ立場のお母さん達と手を結んで要求することは、決して社会に甘えるゆえんのものではなく、女性として当然の願いであることを実感しました。

一方、昨年東日本大震災をきっかけに、家族や地域の絆の大切さや、全国組織の母子会だからこそできる結束の強さが見直されたところですが、組織の強みでもある、母子と寡婦の「支え愛」による協力体制の一層の醸成に努めたいと思います。



明日への道

鉄崎 智嘉子
(大阪府)

災害、不況や社会不安に振り回された1年でした。同じく振り回されながらの副会長1年でしたが、無事に務めてこられたのは、皆様のご理解、ご協力のお陰と感謝いたします。

時の流れや社会の変化は、母子家庭の増加とその多様化を生み、当然、発生する問題も多様化して来るの中で、社会福祉の理念・制度にも改革が起き、受ける福祉から創る福祉へ(=措置から自立へ)と転換され、施策・サービスの変化に合わせて母子福祉会の役割も課題も一変しました。

新法人移行もそうですが、今後の会の在り方や運営が問われ、組織の存続にも及びかねない問題が会長の肩に懸かっています。今まで収益事業を殆んど持たぬ母子会の自立運営にとっては、公共機関に設置できる売店・自動販売機は最大の資金源といえます。ところが法が認めているはずのこれらの設置を危うくする自治体が続出。これは団体にとって重大な問題です。同伴に関して昨年、母子寡婦福祉法第25条と自動販売機についての見解を求め、厚生労働省より”自動販売機は売店と同様と認める、又引き続き設置、随意契約に努めねばならぬ”との回答を改めていただきました。皆さん決して諦めず、法の遵守と厚生労働省の見解を盾に訴え続け、会の資金を守り、一方で委託事業の積極的受託等で会の場所を確保しましょう。その上必要とあれば皆で動きましょう。

母子会の起こりは逆境の縁で結集した運動団体でした。我々もさらに絆を強くし力と知恵を百倍に、現実を直視して、動き歩き、明日への道を創りましょう。



まずは
健康を第一に

新谷 玲子
(和歌山県)

野山の木々も緑濃く、初夏の訪れを感じる頃となってまいりました。皆様方にはお健やかに過ごしのこととお喜び申し上げます。

昨年は、私たち日本人にとって、また世界の人々にとっても忘れられない年になりました。東日本大震災では、地震・津波・放射能汚染と3つの大災害が重なり、また9月には台風による大水害により紀伊半島南部は大きな被害を受け、私たちは人と人との繋がり、結びつきの大切さ、助け合い、支え合いの大切さを学び「絆」を再認識しました。

その後、当番県として近畿大会を何とか無事に終え、やれやれとの思いで人間ドックを受けたところ、胆のう癌が見付かり、切除の大手術を受け、今は自宅療養中ですが、早期発見であったため結果は良好で、元の元気も徐々に戻って来つつあります。もう少し時間を頂戴して治療に専念したいと思えます。皆様方も、当たり前のことですが、まずは健康を第一に…ご活躍されますことを念じております。

つなごう人の輪 広げよう地域の輪

平成24年度全国統一テーマ

目指そう! 自立 活かそう支援策

平成24年度母子に関するテーマ

母子と寡婦 共に育む地域の未来

平成24年度母子・寡婦に共通するテーマ

お知らせ

「平成24年春の叙勲」において2名の方々が受章の栄誉に浴されました。心よりお祝い申し上げますとともに、お知らせいたします。



新良貴 定子 様

旭日単光章 (母子福祉功労)

財団法人広島県母子寡婦福祉連合会元副会長

成田 スミ 様

瑞宝双光章 (母子福祉功労・教育功労)

財団法人青森県母子寡婦福祉連合会元会長

『全国母子寡婦指導者研修会』及び『母子部長研修会』

平成24年3月11日、前日の全母子協理事会・評議員会に続き、アワーズイン阪急（東京都品川区）において、全国母子寡婦指導者研修会が催行されました。今回は、企業の方3名にお越しいただき、就労促進情報関係者連絡会議を実施した後に、全体会として代表5団体の就労支援担当者を加え、約120名ほどの参加者で、活発な討議が行われました。

日本プランニング株式会社、有限会社バリアフリーLife、株式会社ベアーズから来てくださった企業関係者の方々は、母子家庭の母の就労に関して、多大なご理解のある企業の方々です。有限会社バリアフリーLifeでは平成22年度「はたらく母子家庭応援企業表彰（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長賞）受賞」、株式会社ベアーズでは平成22年度「東京ワークライフバランス認定企業（育児・介護休業制度充実部門）受賞」、また日本プランニング株式会社においては、社団法人日本雇用環境整備機構との連携により、近年画期的な取組として「雇用環境整備士資格」等にも力をいれている企業です。お越しいただいた企業の方から、すでに社内で取組み実績を上げている試みや、働く母子家庭のお母さんについてのエピソードなどが紹介され、会場内の参加者からは『このような会社に増えて欲しい』との声が聞かれました。「参加企業の思いやりを感じ、希望が持てました」というのは嬉しい驚きだったようです。「母子家庭の母であるというだけで採用しないなどということはありません」というのは、株式会社ベアーズさん。参加者のみなさまも真剣です。



ですが、まだまだ現実の社会の中では困難な状況が多数あるのも確かで、就労支援員の方々から今年度ご報告のあった中には、やはり現場において日々苦戦している、支援員とそこに向き合うお母さん達の生の姿が語られていました。「希望者の希望条件がなかなか合いません（子どもがいるので残業や交代勤務・転勤が無理など）」他、参加者からのご意見をP4にアンケート集計結果として掲載しましたのでご参照ください。今後更にさまざまな角度から、就労支援について取組を掘り下げていく必要があります。

同日午後より、近年「是非やってほしい」との多数あった希望を受けて、全国母子部長研修会が開催されました。58の加盟団体において活動されている母子部長の方々が、東京都品川区にお集まりくださって、正副会長他の見守る中、母子部の輪を確認しながら討議を行いました。まだ初回の取り組みで、互いの顔ぶれも初めて知るような今回の母子部長会議では、意見交換なども幾分控えめだったようですが、今回の討議をまとめたものは、全母子協母子部要望書としてまとめ上げられ、議連懇談会の際に代表の京都府眞鍋母子部長から読み上げられました。本来、もっと活発化していくべき母子部です。中には、「寡婦の方の助け無しには子どもの保育もままならず活動できない」との声もあり、今後活動のやり方なども検討課題と思われそうですが、先輩方も母子部の活性化を望んでおられます。自分達で声を出していくこと、全国の輪をもってなすこと、その活動の意義はとても重要です。



『理事会・評議員会』

品川区立総合区民会館さゆりあん6階において平成23年度第2回理事会・評議員会（平成24年3月10日）、及び平成24年度第1回理事会・評議員会（平成24年5月19日）が開催されました。全国の会長理事長のお集まりくださった中で、新しく移行する公益法人についての検討その他、慎重に討議が重ねられました。

『自民党議連懇談会』

平成24年5月18日自民党本部において、議連懇談会が実施されました。全国からお集まりになった会長・理事長を中心に、母子部長・事務局の方々の姿も見受けられました。今回は、『母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法』についての要望をはじめ、全国から寄せられまとめられた要望書が吉村会長及び京都府眞鍋母子部長からそれぞれ読み上げられ、自民党永岡桂子議員の手に提出されました。

おしらせ

※詳細は全母子協HPをご参照ください

<平成24年度助成事業について>

平成24年度全母子協は、内閣府・男女共同参画推進連携会議との共催で、『女性に対する暴力根絶へ向けた研修討議（開催地：東京を予定（11～2月頃）』を行います。詳しくは、夏以降、全母子協HPにて助成事業更新情報をご確認ください。

<児童扶養手当に関する取り扱いの変更について>

今年度の全母子協（母子部）要望書に記載された、「児童扶養手当制度」所得限度額算定における法解釈の明確化に基づき通達が出され、今年8月より取扱いが改正された旨、厚生労働省から通知を受けました。これにより、税法上の扶養でなくても、実質的に母の児童に対する生計維持関係を確認できた場合は、児童扶養手当の扶養親族等の数に含めて取り扱うことができるようになります。

指導者研修会アンケート集計結果 (※一部抜粋)

質問4-③『就労促進の現状についてご意見をお聞かせください』

- ・企業も母子世帯の母の就業に力を入れて頂き、自立できるようにお願いしたいと思います。
- ・現実は厳しいです。ベアーズさんのような企業が増えて欲しいです<多数意見>。参加企業の思いやりを感じ、希望が持てました。
- ・企業の生の声が聞ける機会がありがたいです。大企業等についても現実を知りたいと思いました。
- ・センターで相談を受けていますが、本人の希望通りにいなくて苦慮しています。若い人達は自己主張が強く、折れるとか我慢するということがないので、困っています。本人が能力以上の職を希望しているので難しい。
- ・希望者の希望条件がなかなか合いません。(子どもがいるので残業や交代勤務・転勤が無理など)
- ・お母さん本人の意識改革が必要と思う。仕事に対して考えの甘さが多い点を反省して欲しい。
- ・仕事(内容)も大事ですが、生活の安定も大事なはず。強い意志を持って欲しいです。
- ・失業が長期になると金銭的な問題だけでなく精神的な問題も出てきて大変です。就業という枠だけにとらわれず、プチ起業なども考えたほうが良いでしょう。
- ・どの地区も同じような課題があると分かりました。他県の話も直接聞けて良かったです。
- ・相談員のもう少し前向きな相談態勢を望みます。
- ・自立支援員の数が少ない自治体があって驚きました。限られた環境で支援策を練るのは大変。企業訪問や調整などの外交が充分出ているか疑問であり、相談員を増やす必要があります。
- ・スキルはもっと高いものが必要。スキルが必要と分かっているけどその習得の費用を作るのも困難なのが母子家庭のお母さんというものではないか。ヘルパー2級や医療事務を習得しても働く場所がない。
- ・資料を全て読むと時間がオーバーするので、工夫してください。

質問5-③『地域での母子部活動状況などについてご意見をお聞かせください』

- ・それぞれの地域での活動発表はとても良かったです。良い内容は当会でも是非取り組みたいです。
- ・若いお母さんとのコミュニケーションがなかなか取り辛いです。
- ・会員増加に向けての取組で、子どもの年齢により括って、小単位での活動をしています。
- ・母子を卒業して寡婦になっていますが、次の世代の方の入会が無くまだ卒業できずにいます。
- ・若い母子家庭のお母さんの入会につとめていきたいです。
- ・母子部会員の加入状況が悪く、活動できません。地域により活動に差があります。
- ・子育てや就労等で参加出来ず、母子会員が育たない。
- ・会の存在をどうアピールしていくか、長年の悩みです。
- ・どのようにすれば母子会を続けていけるか、再度検討していきたいと思います。
- ・母子と寡婦の連携の大切さを感じました。



<研修会を終えて> 今回は、問題の核心に迫るコメントが多く寄せられた印象です。ご協力ありがとうございました。

全母子協では、現在直接の相談業務を行っているわけではありませんが、やはり時々全国のお母様からの投書を受け取ります。相談業務というのは、初対面で相手の全てを知っているはずも無いような立場であっても、利用者に対峙し、助言・企画・立案・指導などをしていくこととなります。支援を必要としている人を本当に支援するには、きめ細やかな打合せや意志の疎通・進捗状況の報告・確認なども必要となり、支援を受ける側からの信頼を勝ち得ることも必要ですので、それにはどれだけ多くの時間や労力が必要となることでしょう。更に、しばしば見受け

られる八方塞がりの状況の中で、消耗するだけでは具合が悪くありません。支援者もどこかで元気エネルギーを補充出来ているでしょうか? しばしば簡単には解決できない話し、容易に理解できないような価値観もあるかもしれません。あるいは、利用者にとり少々酷なような重い努力を求めなければならないような場合もあるかもしれません。でも、常に会の仲間意識を忘れることなく、温かく見守ってください。今の時代は、なんでも数字で成果だという時代文化があるようですが、人間はあるいは人間の関わりはそれが全てではありません。全母子協でも今後、利用者の方をも支援者の方をも、皆様を応援できるような更に良い取り組みを展開していきたいと思っております。

東北地方太平洋沖地震関連『虹の架け橋』

2011年3月11日、東北地方太平洋沖地震及びその後の津波・原子力発電所の事故などで、多くの方が被害に遭われました。これまでも特集の中で取材を続けてきましたが、今回は被災地のお母様・お子様からお手紙をいただき、それに応じて全国のお母様・お子様から励ましのお返事をいただきました。ここに取り上げることが出来るのは、紙面の都合上限られた方のみとなっておりますが、きっと多くの方がそれぞれの思いを抱かれていますことでしょう。それでは、次ページのお手紙をご覧ください。

(ご協力: 社団法人岩手県母子寡婦福祉連合会、財団法人宮城県母子福祉連合会、社団法人和歌山県母子寡婦福祉連合会、財団法人宮崎県母子寡婦福祉連合会)

東北の被災地からのお手紙

『今の思い』 金野洋子さん(岩手県)

昨年の3月11日の災害から、およそ1年が経った今の思いを書いてみました。

思い返すとあの日の事はただただ恐ろしかったという事しか思い出されません。「津波だ」という放送で高台をめざし避難した気がします。助かりましたが、築3年未満だった家も跡形も無く、基礎が残っただけでした。悪い夢を見ているようで、現実が受け入れられず、頭が真っ白で何をどう考えていけばいいのか、分からない状態で、時間に流されるまま暮らしてきた気がします。今、山と積まれたガレキも徐々に片付き、がらんとした町が見えています。前のような街並みにいつ戻るのか…、先は遠い気がします。おかげさまで今は仮設住宅に入居し狭い部屋ですが、周りの人達に助けられなんとか普通の生活に戻りつつあります。これから先の事を考えるとまだまだ不安だらけです。が、一歩ずつ前に進んで行かねばと思っています。今回の震災で全国の皆様からたくさんの方の支援物資、そしてボランティアの皆様のご支援ご協力、本当に感謝しております。ありがとうございます。

『悲しい出来事』 小5 三浦衣菜さん(岩手県)

3月11日学校は午前授業で、わたしは午後、じいといっしょに家にいました。わたしはふつうに宿題をしようとしていました。そしたら、いきなりとても大きな地しんがきました。わたしは外にいたいじいをよびました。大きな声で、「じい、地しん!!」と。そして近くの坂へ登りずっとおさまるのをまっています。やっとおさまったとき、いそいで公園に行きました。でもここではあぶないということだったので、漁村センターのおくじょうに行きました。そしてしばらくしたら、大きなつなみが町をのみこんでいき、わたしの家も全部流されてしまいました。わたしは、大きな声で泣きました。すごく悲しかったからです。1つ上のお友達がずっといっしょにいてくれました。すごくやさしかったです。そして夜になって、かわいいおにぎりごとどきました。うれしくてうれしくてしかたがありませんでした。そしてなによりうれしかったのが、2日後くらいに母と父と兄とばあに会えたことです。すごくつらいこともたくさんあったけど、楽しいこともありました。今はかせつ住たくにいるけど、かせつ住たくも大変です。でもひなん生活よりはいいです。またいつか家族6人でくらす空かんがほしいし、平和な町がもどってくることを願っています。

『震災から今日まで』 川元みつ代さん(宮城県)

あの悪夢の3月11日で失ったもの—家族、取り戻したもの—自分自身。長年様々な理由はありましたが、震災後は誰もが家族で協力していた時、何もせずにただニュースを見続けている主人を見た時、長年の我慢がついに切れて、「やっぱり私は給料を運んで来る家政婦と同じなんだ」と思い、とうとうやりきれなくなりました。

数ヵ月後に離婚しました。結婚後も建築士として勤めていたので、生活には困りませんでしたが、復興が進むにつれ仕事も忙しくなり、夜遅くまでの残業も多くなり…、でもそんなときに支えて協力してくれたのが母や友人達でした。結婚後14年間全てを捨てていた私が、息子のバスケの試合の応援に行ったり友人と食事会を開いたり、忘れていた自分が戻ってきたのです。すると自然に息子にも穏やかに接するようになりました。今も残業続きですが、とても毎日が楽しく、生きる喜びを感じます。そして技術職を持っていて本当に良かったと思っています。

『震災後の自分』 中3 川元 椋さん(宮城県)

震災後に親は離婚しました。僕は納得できずその気持ちをどう表現していいかわからず、行動で言葉で、家族や友だち、人を傷付けていました。その結果、大好きなバスケも出来ない日々が続き、とてもつらかったです。

でも、バスケ仲間が僕と一緒に悩み、考えてくれて、何とかまたバスケが出来るようになりました。本当に仲間には感謝しています。そして、これからもうずっと一緒にいたいと思っています。

全国から励ましのお手紙

『被害に遭われた皆様へ』 中山 愛さん(宮崎県)

今回の災害で、被害に遭われ今も困難に直面されている皆様へ、心よりお見舞いを申し上げます。

あの日から1年以上たった今も、皆様の心の中では大きな悲しみ・痛みが続いている事と思います。当時テレビやラジオで連日伝えられる被災地の様子を、胸が痛みました。私にできる事は何かないだろうかと毎日頭の中に取りました。日本全国の皆さんが同じ気持ちだったと思います。今もその気持ちは続いています。みんなで助け合い生きていくこと、全国母子寡婦の私達は身をもって分かっています。

皆さんが元の様な生活に戻れるのがあと何年掛かるのか想像もできないけれど、1日1日確実にその日は近づいています。家が流され仮設住宅で生活されている方々の様子をテレビで見ると、笑顔が見られるようになっています。本当はまだ大きな悲しみの中に居るのに、頑張りう・立ち上がろうとする人達の姿に私は勇気づけられました。今から私たちにできる事は何か、小さな力でも皆で合わせれば大きなものに必ずなれると思います。1日でも早く皆様に、東北に、日本に元氣と笑顔が戻ることを祈っています。

『悲しい出来事を読んで』 小4 中山菜々美さん(宮崎県)

私は、お手紙を読んで、思ったことが3つあります。

1つ目は、地しんが起きて、すぐに外にいたおじいちゃんをよんでひなん場所に行けたことがすごいということです。私は、もし自分の所に地しんがきたら、こんらんしてどうしていいかわからなくなると思います。もしひなんできていなかったら、たいへんです。2つ目は、だれも予想もしていなかったつなみがおそってきて家がながされたというのは、悲しくて悲しくてショックを受けてしまいます。私も、自分の家がながされたらぜったい泣いてしまうと思います。だって、いままで自分が大切にしてきた物が、全部流されてなくなってしまうからです。3つ目は、あらためて食べ物を大事にしないとイケないと思いました。昨年宮ざき県も口でいえてたくさんの方の牛やぶたがころされました。おばあちゃんのお店もお客さんがこないのさびしい時もありました。農家の人はとてもかなしかったと思います。でも全国の人たちからのおうえんでだんだんよくなりました。みんなでおうえんして、ひさい地のみなさんも1日も早く元氣になってほしいとねがっています。

『被害にあわれた皆様へ』 尾崎美知さん(和歌山県)

あの悪夢のような災害から一年以上が経過した今も皆様の心に大きな傷となって苦しみが続いていると思います。私達も昨年の9月4日に台風12号が紀南地方を襲い、被害の状況は違っても大きな傷が今も心に残っています。

しかし、今は一歩前進しなければなりません。他人と比べて悲しむより、自分に勝って進んでいきます。皆様もどうか大変な時にこそ笑顔をお忘れなくください。心に太陽を抱き、励まし合いながら前に進んでいきましょう。一番苦しい時が一番楽しい歴史に変わるよう、それぞれ環境や場所は違いますが、お互いが今いる場所で光っていきましょう。負けじ魂で一歩また一歩進んでいきましょう。あきらめない限り道は必ず開かれていきます。皆様も負けないでください。遠くからではありますが、一日も早く皆様の心に笑顔が戻ってこられるように祈っています。

前へ、前へ。一人の女性として、母としてお互いに頑張ってください。

『東北のみなさんへ』 小6 宮本旺虎くん(和歌山県)

僕も、去年台風12号にあいました。家は一階まで水につかり大変でした。だけど、東北の人たちの方がもっと大変なのに、僕たちのところにも東北の人たちがボランティアで助けに来てくれてうれしかったです。僕もがんばろうと思いました。東北はまだまだだと思っけど、あきらめないでください。そしていつも笑顔でいてください。僕たちは、ずっと応援し続けています。がんばろう東北!

お手紙ありがとうございました。まだまだたいへんなことが多い昨今、辛かった日々のことは思い出したくもないし、うまく言葉にまとまらないかもしれませんが、でもお母さんが元氣であれば、いつかお子さんにも笑顔が伝わりそうです。幸せが少しずつ増えて、一日も早く笑顔を取り戻されるよう願っています。

『母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法』

母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法（平成十五年法律第百二十六号）は、「近年、母子家庭の母の就業が一層困難となっていることにかんがみ、児童扶養手当支給制限措置が実施される平成二十年三月末までの間において、母子家庭の母に対する就業支援に関する特別の措置を講じようとするもの」として、時限立法とされていました。現在、この特措法は平成二十年三月末で失効したままの状態にあります。

近年、わが国の雇用情勢は、平成二十年秋の世界的な金融危機等の影響により、非常に悪化しており、母子家庭の母のハローワークへの求職申込件数が急増しています。もとより、母子家庭の母の常用雇用率は低く、その多くは臨時・パート等の低賃金で不安定な雇用形態にあり、経済状況の悪化により更に職を追われることが多く発生しているというのが現実です。しかしながらそもそも、母子家庭の母が置かれている特別の事情は、経済情勢が厳しい場合だけではなくいつの時代にも共通し、いつの時代にも母子家庭の母の就業は困難であることから、今後は新たに当該措置を恒久法とするものです。

母子家庭の母は、結婚・妊娠・出産・育児それぞれの場面において離職する機会が多くあります。結婚による夫の勤務及び赴任地の問題と転居、妊娠出産更には育児に伴う体調の変化や通院の発生その他諸雑務の著しい増大などは、一般的に多く生じることです。しかし、就業を中断せざるを得なかったことにより就業に必要な知識・技能その他諸々の基盤を得る機会を十分に有して来なかった等のことから、母子家庭となった後の新たな就業に際しては極めて不利な環境に置かれています。事業主側の母子家庭に対する理解不足や、現場の過度な選り好みや自己防衛などもあるというのは、社会の側の歪みとして残念な問題です。一般家庭では、必要となる負担の一部を夫婦で分担して行うことが出来ても、子育てと就業とをひとりでこなさな

ければならない母子家庭の母にあつては、低賃金長時間労働になりがちな傾向に加えて、時間的制約・体力等の面でも子育てと就業との両立が困難となり、ひいては母子家庭の子の不利な状況につながる問題となっています。

収入・雇用の条件等でより良い就業を実現し、経済的に自立できることが、母本人にとっても子どもの成長にとっても重要です。よって、母子家庭の母の就業支援策の一層の拡充強化が求められます。全国母子寡婦福祉団体協議会においては、正副会長・理事をはじめ、全国の母子寡婦福祉団体の会長・理事長・事務局を中心に、法案の提出と成立に向けて、全国が一丸となって邁進して来しました。この法案は、今国会に提出され、成立に向かう運びとなっております。

・母子世帯の約9割が生活を「苦しい」と感じている。
*平成22年国民生活基礎調査

・就業していない母子家庭の母の約8割が就職を希望している。
*平成18年度全国母子世帯等調査

・近年、ハローワークへの母子家庭の母の求職申込件数が、急増している。13万件（H16）→26万件（H22）
*厚生労働省職業安定局調べ

<母子家庭の就労と所得>

	一般家庭	父子家庭	母子家庭
平均収入	563万円	421万円	213万円
ひとり親になる以前	就業	98%	69%
	内常雇	75%	28%
	内非常雇	4%	51%
現状	内常雇	72%	42%
	内非常雇	6%	48%

*平成18年度全国母子世帯等調査のデータ : 無回答、その他、事業主を含まない



要望書

母子家庭の母等の取り巻く環境はさまざまですが、その置かれている環境の如何にかかわらず、すべての子どもたちは健やかに育てられなければなりません。昨今、社会・経済環境は悪化しており、その中でもハンディキャップを負った母子家庭等の置かれた立場ともなれば誠に厳しい状況です。母子家庭等が安心して子育てや就労生活を営むことができるよう、今一度、必要な支援策の見直しや改正を実現されますよう、次のとおり要望します。

- 母子家庭の母は子育てと就業の両立が困難であること等、母子家庭の母が置かれている特別の事情に鑑み、平成20年3月末日で失効している母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法の制定を要望します。
- 母子家庭等が自立するために、安定した就業と収入を得るための支援施策の充実を図ってください。
- 母子家庭等を支える礎である「児童扶養手当制度」の、一層の充実を図ってください。
- 母子家庭等が養育費を必ず取得できるよう、履行確保に向けて一層の法整備及び支援施策を講じてください。

以上

平成24年5月18日

財団法人 全国母子寡婦福祉団体協議会
会長 吉村 マサ子

母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法案 概要

- 目的
この法律は、子育てと就業との両立が困難であること、就業に必要な知識及び技能を習得する機会を必ずしも十分に有してこなかったこと等の母子家庭の母が置かれている特別の事情に鑑み、母子家庭の母の就業の支援に関する特別の措置を講じ、もって母子家庭の福祉を図ることを目的とするものとする。
- 母子家庭の母の就業の支援に関する施策の充実
1 厚生労働大臣は、母子及び寡婦福祉法の基本方針について、母子家庭の母の就業に関する状況を踏まえ、その安定した就業を確保するための配慮がなされたものとしなければならないものとする。
2 母子及び寡婦福祉法の自立促進計画を策定する都道府県等は、自立促進計画について、基本方針に即し、職業能力の開発及び向上の支援その他母子家庭の母の安定した就業を確保するための支援に特別の配慮がなされたものとしなければならないものとする。
3 国及び地方公共団体は、母子家庭の母の就業の促進を図るための措置を講ずるに当たっては、情報通信技術等に関する職業能力の開発及び向上並びに情報通信ネットワークを利用した在宅就業等多様な就業の機会の確保並びにこれらに関する業務に従事する人材の養成及び資質の向上に留意しなければならないものとする。
- 民間事業者に対する協力の要請
国は、母子家庭の母が置かれている特別の事情に鑑み、民間事業者に対し、母子家庭の母の優先雇用その他の母子家庭の母の就業の促進を図るために必要な協力を求めるように努めるものとする。
- 母子福祉団体等の受注機会の増大への努力
国及び独立行政法人等は、物品及び役務の調達に当たっては、母子福祉団体等の受注の機会の増大を図るため、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に母子福祉団体等から物品及び役務を調達するように努めなければならない。
- 地方公共団体等の努力
1 地方公共団体は、三及び四に基づく国の施策に準じて、母子家庭の母の就業の促進を図るために必要な施策を講ずるように努めるものとする。
2 地方独立行政法人は、物品及び役務の調達に当たっては、1に基づきその設立に係る地方公共団体が講ずる措置に準じて、母子家庭の母の就業の促進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。
- 財政上の措置等
国は、母子家庭の母の就業の促進を図るために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるように努めなければならないものとする。
- その他
1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。
2 その他所要の規定の整備を行うものとする。

新法人へ向け《公益法人制度改革》

◆加盟団体の取組状況

全58加盟団体のうち33の財団法人、12の社団法人が新しい法人へ移行するべく手続きに取組んでおり、このうち9団体が平成24年4月1日に新たな法人として出発されました。(下表) 残る36団体が平成25年11月30日までに移行認定または移行認可を目指しております。

◆一般財団・社団法人への移行の際の公益目的支出計画について

今回は一般社団・財団法人へ移行を検討されているケースの公益目的支出計画について記載します。公益目的支出計画とは?一般社団・財団法人へ移行するときに法人が有する公益目的財産額を将来にわたり実施事業等を行うことにより最終的に残額をゼロにする計画のことです。この公益目的支出計画にどの事業を対象として支出計画を立てるかが重要となります。この事業選択を誤ると支出計画の実行が困難になり移行認可が得られない可能性があります。仮に移行認可が得られたとしても行政庁から指導を受けることになりかねません。選択した事業が適切な事業であるかを確認し、もし、従来の事業が実施事業として適していない場合は、新たな公益目的事業を実施することも検討する必要があります。また、前号の全母子協ニュース(第38号)で記載した【営利型】あるいは【非営利型】のいずれかを選択することも公益目的支出計画を安定的に行うための黒字事業を実施する上で重要ですので、法人事業全体のバランスを考慮した計画を立てる必要があります。このように公益目的支出計画は移行申請で大変重要となりますので十分検討の上策定してください。「公益認定等委員会ホームページ」の「新制度のポイント」に詳しい説明があります。公益認定等委員会ホームページ (<https://www.koeki-info.go.jp>)

旧	新
財団法人 栃木県母子寡婦福祉連合会	公益財団法人 栃木県ひとり親家庭福祉連合会
財団法人 横浜市母子寡婦福祉会	一般財団法人 横浜市母子寡婦福祉会
財団法人 富山県母子寡婦福祉連合会	公益財団法人 富山県母子寡婦福祉連合会
財団法人 兵庫県婦人共励会	一般財団法人 兵庫県婦人共励会
財団法人 広島市母子寡婦福祉連合会	一般財団法人 広島市母子寡婦福祉連合会
財団法人 徳島県母子寡婦福祉連合会	公益財団法人 徳島県母子寡婦福祉連合会
財団法人 北九州市母子寡婦福祉会	一般財団法人 北九州市母子寡婦福祉会
財団法人 佐賀県母子寡婦福祉連合会	一般財団法人 佐賀県母子寡婦福祉連合会
財団法人 大分県母子寡婦福祉連合会	一般財団法人 大分県母子寡婦福祉連合会

『児童手当法の一部を改正する法律について』

平成24年4月1日から子ども手当制度に代わり、児童手当制度により手当が支給されます。4月～5月分の手当については、従前の子ども手当と制度内容に変更はありませんが、6月分からは所得制限が導入されます。

<支給月額>

所得制限額未満である者	支給月額
0～3歳(3歳になるお誕生日まで)	15,000円
3歳～小学校修了前(第1子・第2子)	10,000円
3歳～小学校修了前(第3子以降)	15,000円
中学生	10,000円
所得制限額以上である者	支給月額
≪当分の間の特例給付(附則に規定)≫	5,000円

<所得制限>

(単位:万円)

扶養親族	所得額	収入額
0人	622	833.3
1人	660	875.6
2人	698	917.8
3人	736	960
4人	774	1002.1
5人	812	1042.1

※施行日は平成24年4月1日、所得制限は平成24年6月分から適用されます。基準は平成24年度所得(平成23年分収入)です。

現況届は、児童手当の受給者の毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受け取る要件(児童の監督や保護、生計同一関係など)を満たしているかどうかを確認するためのものです。お住まいの自治体からのご案内をご覧ください。提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

『児童扶養手当の改正点』

児童扶養手当の額は、全国消費者物価指数の変動に応じて改定することになっています。この度、物価指数の下落にともない、平成24年4月分から児童扶養手当の額が、次の通り改定されましたのでお知らせ致します。

平成24年度(平成24年4月分から)

全部支給…41,430円

一部支給…41,420円から9,780円

※2人目は5,000円、3人目以降は3,000円ずつ加算されます。

なお、この変更は平成24年4月分の手当から改定されますので、平成24年8月に支給される手当(平成24年4月から7月分の手当)から改定されます。

信楽焼

滋賀県甲賀(こうか)市信楽町を中心として焼かれる陶磁器の総称。室町後期の16世紀中葉から、京への交通の要所であった土地で、信楽焼はわび茶をおこした茶人に注目されて茶道具として珍重されたことから、茶陶信楽とも言われています。信楽の窯は、鎌倉時代以前より継続している古い窯の中で、後生大きな産地となった代表的な六つの窯、瀬戸・常滑・越前・信楽・丹波・備前の六窯(日本六古窯)の中の1つで、信楽はその中でも最古のもの一つとされています。無釉で土味を生かした素朴な風合いが、年月を超えて多くの人々に愛されて来たということでしょう。そして、信楽でどこへ行っても出会うのが、狸の焼き物。なんとなく憎めないこの姿かたちは「八相起縁」と呼ばれる縁起を表しています。「信楽=狸」というイメージは、昭和26年、昭和天皇の信楽行幸の際、小旗を持ち沿道に延々と並んで天皇を歓迎する信楽

狸が全国に報道され、定着したと言われてます。「八相起縁」と狸の詳しい紹介は、HPをご参照ください。信楽町観光協会<<http://www.e-shigaraki.org/>> 信楽陶苑たぬき村<<http://www.tanukimura.com/top.html>> ※左は「JR信楽駅前の大たぬき」です。ご協力: 滋賀県母子福祉のぞみ会



全国お国事情

萩焼

今から約400年前に、藩主毛利輝元が萩に入府する際に伴った2人の朝鮮の陶工が窯を開いたことが萩焼のはじまりと言われてます。おだやかな色合いと手触りの良さが特徴の萩焼は、その風格とともに茶人が珍重する「萩の七化け」という言葉が示すように、使い込むほどに器の色彩が変化し、得も言われぬ風情を醸し出すことでも知られています。萩焼に用いられる陶土は、鉄分を多く含み可塑性に富んでいます。この土に釉薬を施し焼成すると、釉薬と生地の焼成時に起こる収縮率の違いから細かい貫入を生じ、これが七化けを生じるものとされています。市内には約100軒の窯元が各所に点在しており、今でもその伝統や技法は脈々と受け継がれています。茶道具のイメージが強い萩焼ですが、現在では観賞を目的としたオブジェから普段使いのうつわまで様々な作品が幅広く作られています。萩焼の詳細は、HPをご参照ください。

萩市商工観光部商工課<<http://www.city.hagi.lg.jp>>萩市観光ポータルサイト<<http://hagi-kankou.com/souvenir/16/>> ご協力: 山口県母子寡婦福祉連合会



写真及び情報提供: 萩市

古くから「一楽二萩三唐津」と謳われるほど茶人好みの器を焼いてきたことで知られています。3つご紹介できなくて残念ですが、今回ご紹介した2地区では、今年度の地区ブロック・全国大会が開催されます。焼物によってお茶の味と香りが違ってくるそうですので、のみ比べてみてください。《全母子協HP掲載中》



お母さんの部屋 『母のちからを信じる』 東北地方 R.S.さん

私は3人の子どもを持つ母親です。下2人は、未婚のまま、問題の男性との間に出来た子です。私は、籍を入れずに未婚で産んだ子どもの父親から、長年DV・ストーカー被害を受け、皆様の助けによって今現在は施設に入所させていただいています。

私は、付き合い始めて間もなく彼の異常性に気づき、自分さえ我慢すれば実家や友人、職場に迷惑がかからないと考えるようになりました。でも、長い時間をかけて更に良くないことが分かりました。そのような人間に子どもがいた場合、その子どもを自分を守るための道具に使うのです。大抵は外面が良く、そのため何度警察に相談に行っても、彼の嘘や演技に警察や周囲が簡単に騙されてしまったり、婚姻関係が無いという事情からDV法が適用されないと言われたり、責任を持たない者にとってばかり有利な展開になりました。警察に初めて相談したのは、長男がお腹にいた時に、隙を見て長女を連れタクシーで警察署に逃げたときです。その頃はまだ、DV・ストーカーという問題が、世間あまり知られておらず、夜中に子どもを連れてくる私のほうが問題だと言われ、それから8年間どこにも相談するのを辞めました。でもやがてついに相手からの嫌がらせで、『私が子どもを虐待している』との通報をされ、もちろん内容はすべて嘘ですが、逆に一年に渡る調査がされました。二女は私が原因で近所の友達と遊ぶ事ができません。実家のすぐ近くに住むようになった相手からは近隣の住民をオルグされ、そのせいかこころよく思っていない人が関わらないようにしているようで

す。相手は、私が車運転中に向かい側から車で逆走して来て、子どもと私が乗っている車を止めようとしてきたこともあります。

そして現在の法律で一番納得できないのが“認知”です。このような男が、母親の知らない間に認知の手続きをある日突然、一方的にしまい、父親としての権利を得て、母親の私がどうすることもできないという現実を目の当たりにして、納得できない気持ちでいっぱいです。最初相手は認知しようともせず、生まれたときから子は非嫡出子で、母親の単独親権で育てる決意をして産んだのに、会わせてくれないからという理由で、母親の知らない間に認知の手続きがなされたことを、偶然人から聞いて知りました。そして、そのせいで父親としての権利が発生し、親権変更などを求められました。裁判もしました。養育費を払うような人でもありません。私への嫌がらせの延長なのはすぐに解ります。やがて子どもが連れ去られ、居場所が分からなくなり、どこへ相談しても「お母さんが連れて来なければ会えない」「子が嫌がらない以上強制できない」とされて手も足も出なくなり、終に子を相手側に洗脳され、裁判所では子の心境を根拠に親権を断念することを迫られ、私は相手側に親権を渡すことにせざるを得ませんでした。

自分なりに児童福祉法や法律の本を読み漁り、児童相談所とも何度も電話で話し、母親とは何かまでを考えました。やはりどうしても納得できません。この場をお借りして法律の見直しを強く訴えます。最後になりますが、この場をお借りして、施設でお世話になった方に心より御礼申し上げます。

<事務局よりコメント> この投書を拝見すれば大変な状況と感ずることと思いますが、それでも最初に見たときには、ところにより「どうして?」と疑問になる点もあるかもしれません。ですが、その行間を埋める説明を、R.S.さんは、やがて尋ねなくても自ら話していただき、事態はここにあるよりも罪深いことが分かりました。法は、常に最善とは限りません。法が存在するよりも、人は先に存在しました。また、法に立脚したシステムには限界があるのかもしれませんが。勇気を出して法改正を訴えたいというお母さんを、応援してください。

(※前回38号のご相談は、全母子協の団体要望書に記載され、厚生労働省から平成24年7月5日付けで通達が出され今年8月より処理改正されることとなりました。*P3 おしらせに掲載*)



※全母子協ではお母さんの部屋への投稿(悩み)を募集しています。送付の際は、封書に『お母さんの部屋投稿』と朱書を忘れずに封書又は葉書にてお送りください。採否の結果や理由は、通知または開示できません。ご了承ください。

行事名	日程	主催	場所
平成24年度第2回理事会・評議員会	3月16日(土)	全母子協	きゅりあん(東京都品川区)
平成24年度就労促進情報関係者連絡会議並びに全国母子寡婦指導者研修会	3月17日(日)	全母子協	アワーズイン阪急(東京都品川区)
東北・北海道地区母子寡婦福祉研修大会	9月1日(土)・2日(日)	山形県	滝の湯ホテル(山形県天童市)
関東地区母子寡婦福祉研修大会	9月17日(月)	神奈川県	藤沢市民会館(神奈川県藤沢市)
中部地区母子寡婦福祉研修大会	9月9日(日)・10日(月)	富山県	砺波ロイヤルホテル(富山県砺波市)
近畿地区母子寡婦福祉研修大会	9月30日(日)・10月1日(月)	滋賀県	琵琶湖グランドホテル(滋賀県大津市)
平成24年度全国母子寡婦福祉研修大会 中国・四国地区母子寡婦福祉研修大会	10月21日(日)・22日(月)	山口県	山口市民会館(山口県山口市)
九州地区母子寡婦福祉研修大会	9月29日(土)・30日(日)	熊本県	崇城大学市民ホール(熊本県熊本市)

編集後記 私事ですが、父子家庭に育った私のところでは、先日父が倒れ、更に多忙な日々となりました。会長様方にもご心配をいただき、ありがとうございます。やっと、少し一段落です。私自身は、子どもとして意志を述べる間もなく父子家庭になりましたが、仮に述べる間があっても子は親を気遣い現実には捕らわれ、悪くすれば騙されるなどして、自立した意志を表現出来ない存在です。しかも、大人になってからは、時効という概念があつて権利を取り戻せません。

これからは、自分の子どもの頃に果たせなかった思い「母と暮らそうとする子と子と暮らそうとする母とが必ずちゃんと生きていける社会になるよう」に照らし、全国各地域の母子会の皆様と共に手を取り合つて、事業の発展と共に福祉と社会のあり方の確立に向けて邁進していきたいと思っております。

しかし今年度すでに小学校のPTA役員(6年間で3回まで回つて来る)になることが決まっております。PTAの会合にはなんとか顔を出したものの、春の個人面談その他に行く時間も取れません。

事務局 平田

財団法人 全国母子寡婦福祉団体協議会

〒140-0011

東京都品川区東大井5丁目26番20号

アクシルコート大井仙台坂104

電話 03-6718-4088 FAX 03-6718-4087

E-mail : info@zenbo.org URL http://zenbo.org